

# 第1章 別府市の緑の現況と課題





# 第1章 別府市の緑の現況と課題

## 1 別府市の特性と将来像

### (1) 別府市の特性

本市は、九州の北東部、瀬戸内海に面した大分県の東海岸のほぼ中央に位置し、阿蘇くじゅう国立公園に属する鶴見岳から別府湾へ向かって広がる扇状地です。緑豊かな山々と波穏やかな別府湾に囲まれた美しい景観の間に、大地から立ちのぼる“湯けむり”がたなびき、別府を象徴する風景として市民はもちろん観光客からも親しまれています。

市内には別府八湯(べっぷはっとう)と呼ばれる8つの温泉郷が点在し、湧出量と源泉数は日本一です。また、さまざまな泉質の温泉が湧き、世界でも屈指の温泉資源のあるまちです。

市内には3つの大学と2つの大学関連機関があり、8千人を超える学生が別府市内で学び、暮らしている「大学のまち」もあります。

そのほかにも、市内には日本で唯一竹の技術を学べる公立のセンター「大分県立竹工芸訓練センター」があり、全国から入校者が集まり、技術や伝統の継承を行っています。(「別府竹細工」は大分県で唯一「伝統的工芸品」に指定されています。)



### (2) 人口

人口は、県内では大分市の次に多く、112,010人（令和6年3月31日現在）です。これは県人口のおよそ10%を占めています。市内には4,744人（令和6年3月31日現在）の留学生が勉学に励んでおり、日本でも有数の異文化あふれる国際交流都市としても成長を続けています。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、本市の総人口は2040年には10万人を下回るとされており、若い世代の人口増加や子育て・教育環境の向上、他地域からの転入促進等が求められています。

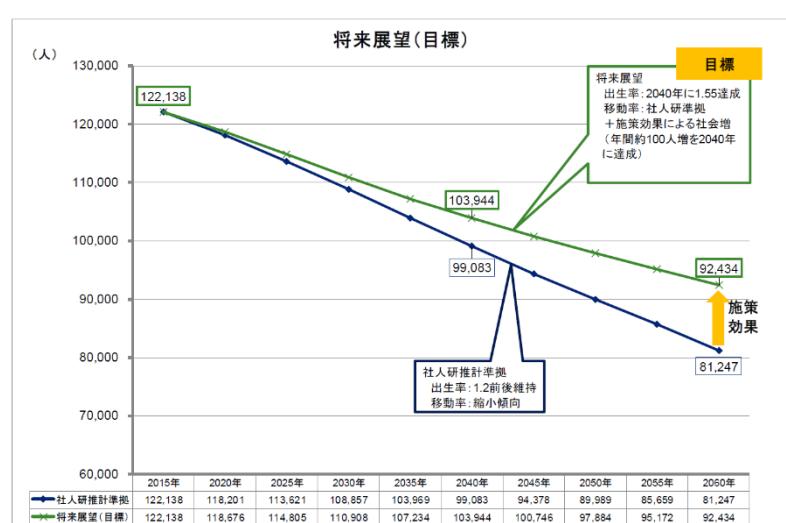


図 本市の人口における将来展望

出典：まち・ひと・しごと創生 改訂版別府市人口ビジョン

### (3) 別府市の将来像

緑・水辺に関しては、「別府市都市計画マスタープラン」で以下の施策の推進を掲げています。

○交流の場となる特色ある公園の整備

実相寺中央公園などにおいては、国際色豊かな観光都市にふさわしい特色ある公園づくりを推進します。

○身近な公園の整備・改善や親しみある緑の保全

身近な公園の整備推進や、地域に愛される親しみやすい公園としての機能改善、および地域に親しまれる身近な自然の保全を図ります。

○温泉風情や住まいの魅力を高める緑化の推進

身近な自然を増やすことにより、環境にやさしく緑豊かなまちなみを形成し、温泉風情や住まいの魅力を高めていきます。

○海、山を結ぶ緑の帯の形成

良好な風致を維持しつつ、それらをつなぐ河川や道路の緑化を推進し、山、まち、海を結ぶ連続性がある水と緑のネットワークの形成を図ります。

○親水性や生態系に配慮した河川の整備・改善

防災性や親水性、生態系などの総合的な視点から、安全で快適な河川の環境整備を図ります。

## 2 緑の現況

### (1) 緑被地の現況

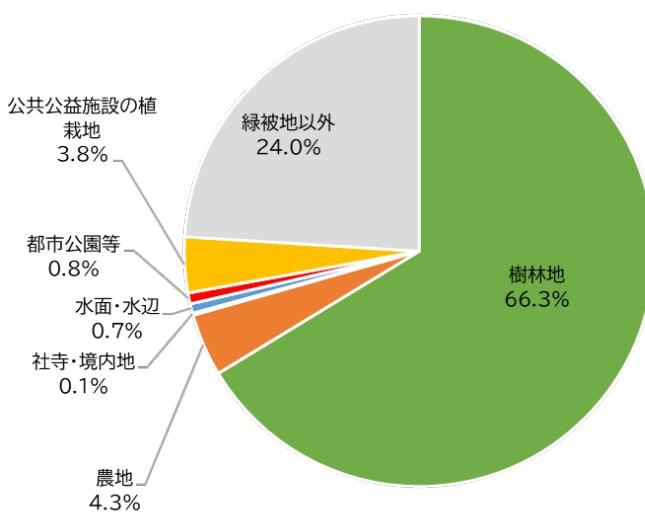
別府市の緑被地の現況を以下に示します。

行政区域内の緑被率は 76.0%でした。内訳をみると、樹林地が全体の 66.3%と最も多く、次いで農地が 4.3%でした。樹林地の多くは鶴見岳や大平山（扇山）であり、本市の緑を支える骨格となっています。

市街化区域内の緑被率をみると、緑被率はおよそ 25.7%でした。内訳をみると、樹林地が最も面積が大きく全体の 13.3%、次いで農地が 4.2%、都市公園等が 3.3%、公共公益施設の植栽地が 2.8%程度となりました。市街化区域においては樹林地のみならず、農地や都市公園等、公共公益施設の植栽地といった緑被地が重要な緑の機能を果たしていることが分かりました。

表 緑被の現況量

区分	市街化区域		行政区域	
	面積(ha)	構成比(%)	面積(ha)	構成比(%)
樹林地	374.16	13.3	8,311.82	66.3
農地	117.19	4.2	538.99	4.3
社寺・境内地	14.68	0.5	17.49	0.1
水面・水辺	45.45	1.6	81.72	0.7
都市公園等	94.03	3.3	94.08	0.8
公共公益施設の植栽地	79.94	2.8	479.56	3.8
緑被地 計	725.45	25.7	9,523.66	76.0
緑被地以外	2,092.72	74.3	3,010.39	24.0
緑被率	25.7 %		76.0 %	
全面積	2,818.17 ha		12,534.05 ha	



#### 【緑被地とは】

緑被地とは樹木や草地などの緑に覆われた部分のことを指します。また、ある地域又は地区における緑被面積の占める割合を緑被率といいます。

図 行政区域内の緑被率

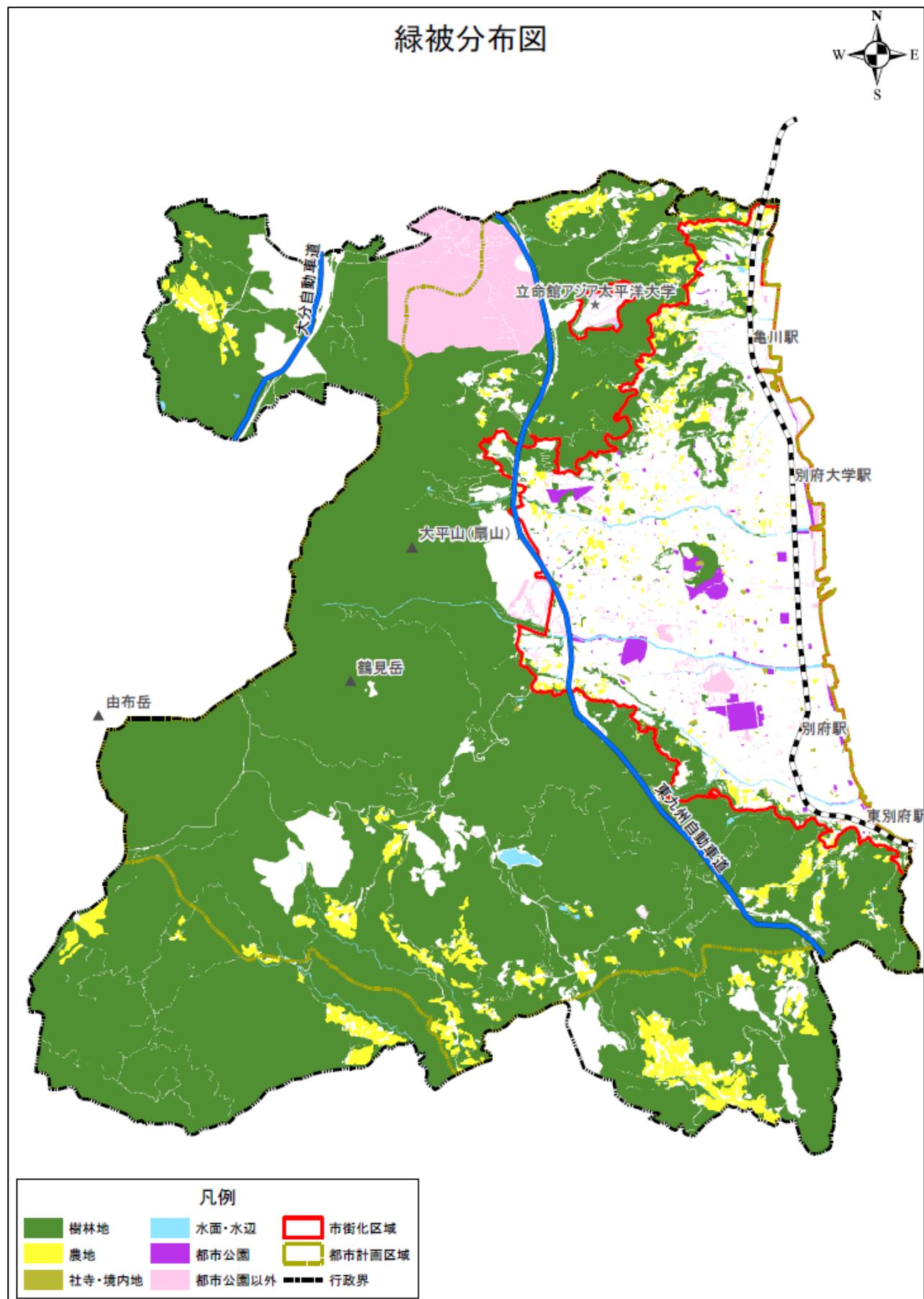


図 緑被分布図

## (2) 緑被地の推移

前回計画時の調査(平成18年度調査)からの市街化区域内の緑被面積の推移を下記に示しています。緑被地面積を比較すると、緑被面積はおよそ13.00ha減少しており、緑被率では0.6ポイント減少していることが分かりました。

また、緑被項目別に比較すると、樹林地と農地は減少していることが分かりました。主な減少の要因としては、開発による樹林地の減少や農地転用による農地の減少、ソーラーパネルの設置による樹林地や農地の減少等が要因として考えられます。

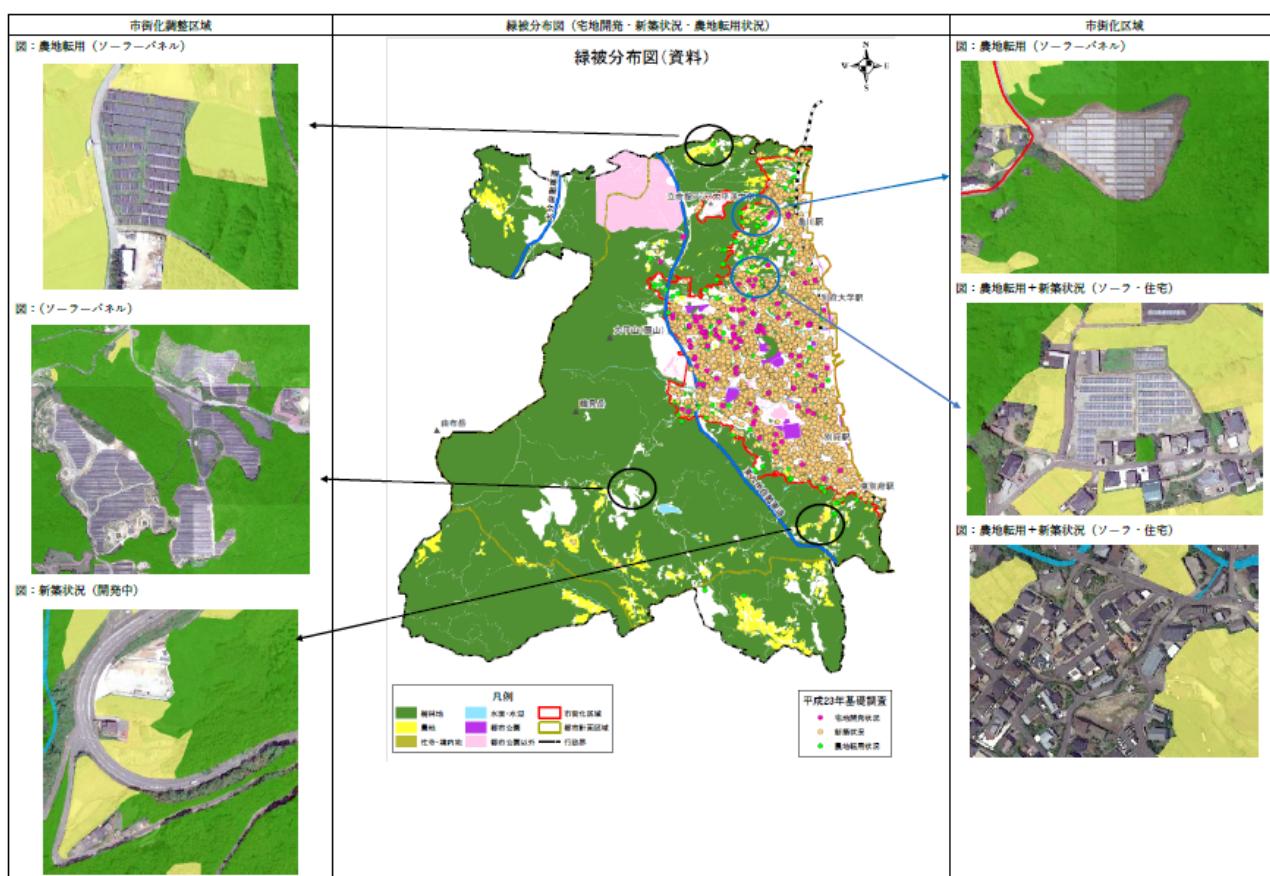


図 緑被分布図（主な緑被の減少箇所）

表 市街化区域の緑被地の推移

区分	市街化区域		
	H18年の 緑被面積	R5年の 緑被面積	増減 R5-H18
樹林地	385.44 ha	374.16 ha	-11.28 ha
農地	180.20 ha	117.19 ha	-63.01 ha
社寺・境内地	13.55 ha	14.68 ha	1.13 ha
水面・水辺	41.63 ha	45.45 ha	3.82 ha
都市公園等	84.71 ha	94.03 ha	9.32 ha
公共公益施設の植栽地	32.92 ha	79.94 ha	47.02 ha
緑被地 計	738.45 ha	725.45 ha	-13.00 ha
緑被地以外	2,069.55 ha	2,092.72 ha	23.17 ha
緑被率	26.3%	25.7%	-0.6
全面積	2,808.00 ha	2,818.00 ha	10.00 ha

### (3) 緑地の現況

行政区域内の緑地面積について下記に示します。

緑地現況量は 10,487.99ha でした。そのうち、地域制緑地が重複分を合わせると 10,215.80ha であり、全体の 9 割以上を占めていることが分かりました。

区分別にみると地域制緑地が最も面積が大きく行政区域内では 4,412ha あり、そのうち最も面積が大きいのが山の手風致地区の 1,514ha、次いで十文字原風致地区が 1,457ha でした。

表 緑地の現況量

区 分		市街化区域 (ha)	行政区域 (ha)
施設緑地	都市公園等	94.03	94.08
	公共施設緑地	79.94	479.56
	民間施設緑地	14.68	17.49
	施設緑地合計	188.65	591.13
地域制緑地	法によるもの	特別緑地保全地区 緑地保全地域	0.00
		風致地区	838.50
		その他法によるもの	18.55
	条例によるもの	0.00	0.00
	地域制緑地小計	857.05	12,865.73
	地域制緑地間の重複	15.10	2,649.93
	地域制緑地合計	841.95	10,215.80
施設・地域制緑地間の重複		98.69	318.94
緑地現況量総計		931.91	10,487.99

#### 【緑地とは】

都市公園や自然公園、河川、農振農用地などの施設整備や、法規制等により緑の永続性が確保されたもの、社寺地のように社会通念上永続性があるものと考えられるものを「緑地」と言います。

## (4) 都市公園等の整備状況

本市の都市公園等の現況について下記に示します。

令和5年度末時点での公園数は行政区域内で177箇所あります。公園種別ごとにみると、開発公園が最も多く109箇所あり、基幹公園では街区公園が17箇所、次いで近隣公園が8箇所あります。

本市の公園の多くが1,000m<sup>2</sup>未満の小規模な公園であり、最も小さい公園は南立石生目第3幼児公園の87.64m<sup>2</sup>の開発公園です。また、最も大きな公園は総合公園の別府公園であり、面積は272,935.9m<sup>2</sup>(27.29ha)あります。これは全公園面積のおよそ30%程度を占める面積となります。

表 都市公園等の整備状況

		市街化区域			都市計画区域			市全域		
		公園整備量			公園整備量			公園整備量		
		箇所	面積(ha)	m <sup>2</sup> /人	箇所	面積(ha)	m <sup>2</sup> /人	箇所	面積(ha)	m <sup>2</sup> /人
	住区基幹公園									
	街区公園	17	5.06	0.5	17	5.06	0.5	17	5.06	0.5
	近隣公園	8	8.45	0.8	8	8.45	0.8	8	8.45	0.8
	地区公園	1	6.38	0.6	1	6.38	0.6	1	6.38	0.6
	都市基幹公園									
	総合公園	2	38.08	3.4	2	38.08	3.4	2	38.08	3.4
	運動公園	1	15.75	1.4	1	15.75	1.4	1	15.75	1.4
	基幹公園計	29	73.72	6.6	29	73.72	6.6	29	73.72	6.7
	他特殊公園	1	8.33	0.7	1	8.33	0.7	1	8.33	0.8
	特殊公園計	1	8.33	0.7	1	8.33	0.7	1	8.33	0.8
	緑道	2	2.31	0.2	2	2.31	0.2	2	2.31	0.2
	開発	109	4.71	0.4	109	4.71	0.4	109	4.71	0.4
	その他	8	2.37	0.2	8	2.37	0.2	8	2.37	0.2
	都市公園計	149	91.45	8.2	149	91.45	8.2	149	91.45	8.3
	チビッコ広場	25	2.58	0.2	27	2.63	0.2	28	2.75	0.2
	都市公園等計	174	94.03	8.4	176	94.08	8.4	177	94.20	8.5

※四捨五入の関係で合計値が一致しない場合があります

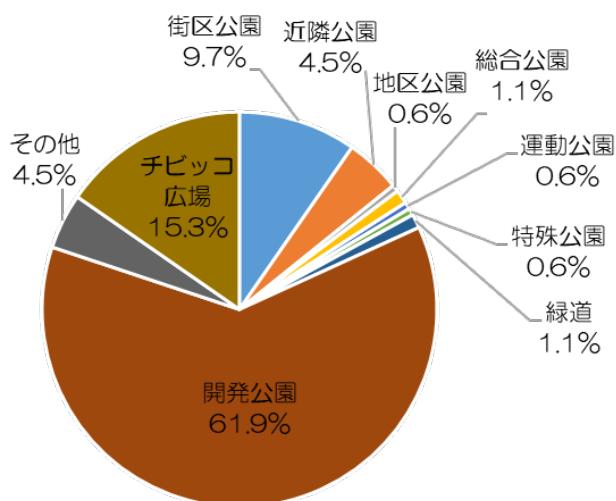


図 都市公園等の整備状況（公園数割合）

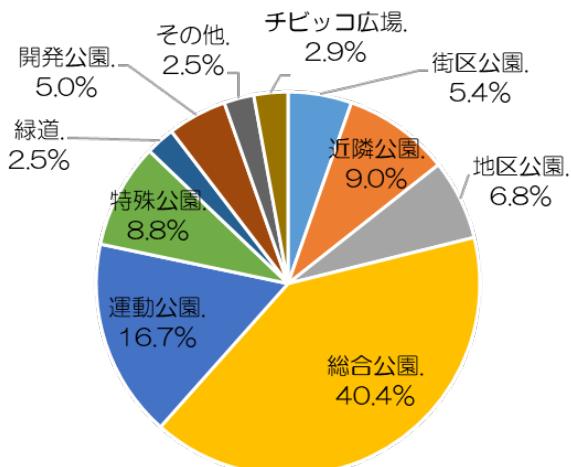


図 都市公園等の整備状況（公園面積割合）

## (5) 都市公園等の整備推移

前回計画時の調査（平成 18 年度調査）からの公園数と公園面積及び一人当たり公園面積の推移を下記に示しています。

市街化区域内の都市公園面積は前回より 9.08ha 増加しており、91.03ha となっています。また、一人当たり公園面積は 1.5 m<sup>2</sup>/人増加しており、8.3 m<sup>2</sup>/人となっています。

都市公園等の面積では 9.32ha 増加しており、94.03ha となっています。また、一人当たり公園面積は 1.6 m<sup>2</sup>/人増加しており、8.5 m<sup>2</sup>/人となっています。

公園面積が増加した主な要因としては、実相寺中央公園と鉄輪地獄地帯公園の公園面積が増加したことが挙げられます。

また、小規模ではありますが、開発公園は 15 箇所、その他公園は 5 箇所増加しています。

表 市街化区域内における都市公園等の整備推移

		H18(2006)年度			R5(2023)年度			比較(R5-H18)		
		箇所	面積(ha)	m <sup>2</sup> /人	箇所	面積(ha)	m <sup>2</sup> /人	箇所	面積(ha)	m <sup>2</sup> /人
住区基幹公園	街区公園	16	4.90	0.4	17	5.06	0.5	1	0.16	0.1
	近隣公園	7	8.26	0.7	8	8.45	0.8	1	0.19	0.1
	地区公園	1	6.38	0.5	1	6.38	0.6	0	0.00	0.0
	都市基幹公園									
	総合公園	2	38.14	3.1	2	38.08	3.4	0	-0.06	0.3
	運動公園	1	12.41	1.0	1	15.75	1.4	0	3.34	0.4
	基幹公園計	27	70.09	5.7	29	73.72	6.6	2	3.63	0.9
	他特殊公園	1	4.62	0.4	1	8.33	0.7	0	3.71	0.4
	特殊公園計	1	4.62	0.4	1	8.33	0.7	0	3.71	0.4
	緑道	2	1.66	0.1	2	2.31	0.2	0	0.65	0.1
開発		94	4.67	0.4	109	4.71	0.4	15	0.04	0.0
	その他	3	1.33	0.1	8	2.37	0.2	5	1.04	0.1
	都市公園計	127	82.37	6.7	149	91.45	8.2	22	9.08	1.4
	チビッコ広場	27	2.34	0.2	25	2.58	0.2	-2	0.24	0.0
都市公園等合計		154	84.71	6.9	174	94.03	8.4	20	9.32	1.5
人口		122,470 人			112,010 人			-10,460 人		
面積		2,808 ha			2,818 ha			10 ha		

### 3 緑の課題

#### (1) 骨格となる緑の保全

本市は鶴見岳や大平山（扇山）などの豊かな自然環境が、緑の骨格となっています。保安林制度の適切な運用、山地災害の防止、森林病害虫や野生鳥獣害の被害対策など、森林の保護等に関する取組を推進することで緑を適切に管理していくことが重要です。

また、森林資源を適正に管理するため、利用間伐を計画的に実施していくことが必要です。

#### (2) 自然災害を防止する緑の保全

本市は急傾斜の土地が多く、土砂災害を防ぐ対策が必要とされています。特に、土砂災害警戒区域（イエローゾーン）や土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）においては、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、それら自然災害の防止など、緑の持つ機能が重要な役割を持つため、開発抑制を図るための土地利用規制等が求められます。

#### (3) 農地の保全

本市は市域の4.3%（539ha）が農地であり、特に市内5箇所の棚田は「つなぐ棚田遺産」に選定されています。これらの農地は食料の生産地としてだけでなく、景観的、歴史的な価値もあるため、適切に保全していくことが求められます。

また、多様な役割を果たすことが期待される市街化区域内の農地については、都市内の貴重な資源として、保全していくことが求められています。

#### (4) 緑の量から質への転換

人口減少・少子高齢化に伴い、税収等が減少していくなかで効果的に緑を維持していくためには、量から質への転換が非常に重要となります。

特に公園においては、人口減少により一人当たり公園面積の増加が予想されることから、従来のような公園の量的な整備を拡大させるだけでなく、一つ一つの公園の価値を高めていくことが必要です。

#### (5) 緑とオープンスペースの利活用

地域の特性やニーズに対応した公園や緑地の整備、地域住民やボランティア団体との協働による公園や緑地の管理、それらをサポートするための人材育成など、より柔軟な緑とオープンスペースの利活用の促進が、公園などのストック効果の向上に繋がります。